

キラリかさまプラン

第4次笠間市男女共同参画計画

(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月

笠間市

「ダイバーシティ社会の実現を目指して」

急速な人口減少社会の進行や少子高齢化、ICTの進展、経済・社会のグローバル化、ウィズコロナ・アフターコロナなど、私たちをとりまく環境は日々大きく変化しています。そのような中で、持続可能な地域社会を築いていくためには、性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的指向などにかかわらず、多様な人たちがお互いを尊重し、個性や能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現が求められています。



笠間市はダイバーシティ社会の実現を目指し、令和3年10月19日にいばらきダイバーシティ宣言に登録を行い「市民のダイバーシティ意識の醸成」、「職場環境・生活環境の整備」、「広い視野、多様な価値観を持つ人の育成」の3つの取り組むべき方針を定めました。

この度、これらの取組方針も踏まえ、今後、笠間市において多様な人たちが力を発揮できる社会を目指すための「キラリかさまプラン-第4次笠間市男女共同参画計画-」を策定いたしました。

一人ひとりの生き方が多様化する中、結婚・出産後も働く女性が多くなりましたが、女性の年齢階級別の就業率は30歳代で低下し、40歳代で再び上昇するM字カーブの解消には至っていないことなど日本の社会においては、固定的な役割分担意識がいまだに解消されていない現状があります。女性の職業生活における活躍の支援にも引き続き取り組むとともに、だれもが安心して健康に暮らせるまちづくりをすすめ、ダイバーシティ&インクルージョンを推進してまいります。

本計画を市民、事業者、関係機関の皆さまとの協働・連携のもと、総合的かつ計画的に推進し、多様性が尊重され、一人ひとりが活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指してまいりますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました笠間市男女共同参画審議会の皆さま、そしてアンケート調査にご協力いただきました市民の皆さま、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和5年 3月

笠間市長 山口伸樹

目次

目次	2
第1章 計画策定の基本的な考え方	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	6
3 計画期間	7
4 計画の基本理念	8
1 男女の人権の尊重と平等の確保	8
2 性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり	8
3 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保	8
4 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援	8
5 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進	8
5 笠間市が目指す将来の姿	9
1 家庭生活においては、	9
2 職業生活においては、	9
3 地域社会においては、	9
6 笠間市の現状と課題	10
(1) 少子高齢化と人口減少	10
(2) 令和4年度市民意識調査の結果	12
(3) 今後の課題	28
第2章 計画の内容	30
1 基本目標	30
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	30
基本目標Ⅱ だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり	30
基本目標Ⅲ すべての女性が輝く社会づくり	30
基本目標Ⅳ 多様な人たちが力を発揮できるまちづくり	30
2 重点的に推進する視点	31
(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発	31
(2) 女性の活躍と社会への参画促進	31
(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	31
(4) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	31
(5) 多様性を認め合える社会の醸成	31
本計画と関連のあるSDGsの目標	32

3 計画の体系	33
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	34
基本目標Ⅱ だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり	39
基本目標Ⅲ すべての女性が輝く社会づくり	46
基本目標Ⅳ 多様な人たちが力を発揮できるまちづくり	52
第3章 推進体制と進行管理	59
1 推進体制	59
(1) 市、市民、事業者の責務	59
(2) 笠間市男女共同参画審議会の運営	59
(3) 庁内の推進体制の充実	59
2 進行管理	61
(1) 進行管理	61
(2) 指標項目による管理	61
第4章 指標項目	65
1 目標指標	65
2 参考指標	66
男女共同参画のあゆみ	107
用語解説（五十音順）	112
あ・ア行	112
か・カ行	113
さ・サ行	113
た・タ行	114
は・ハ行	115
ま・マ行	115
や・ヤ行	116
ら・ラ行	116
わ・ワ行	116

第1章



計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の基本理念
- 5 笠間市が目指す将来の姿
- 6 笠間市の現状と課題

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

笠間市では、平成18年3月に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にとらわれることなく、全ての個人がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現を目指すための5つの基本理念に基づき、さまざまな取組を進めてきました。

その取組の指針となる「笠間市男女共同参画計画」については、平成20年3月に策定され、以後5年ごとに内容の見直しを行い、取組の効果検証と市民意識調査の結果などを踏まえ、国や県の動向なども見据えながら、現状に即した計画になるようこれまで2度の改定を行い、さまざまな分野における計画に基づく施策を総合的に推進してきました。

一方、我が国に目を向けると、この間、急速な人口減少・少子高齢化社会の進行、社会・経済のグローバル化の進展、また、AIなどの情報技術の進歩、SDGs（持続可能な開発目標）※1の達成に向けた世界的な取組が進むなど、社会情勢は大きく変化してきました。

加えて、今日の新型コロナウイルス感染症の世界的流行や国際情勢の不安定さは、これまでの生活様式を一変させるほどの、非常に大きな影響をもたらしました。

これらの変革は、これまで潜在的であったさまざまな課題を浮き彫りにし、特に人口減少と少子高齢化がもたらす「労働力不足」、「担い手不足」は地域の活力に深刻な影響を与え、持続可能な社会を築くうえで大きな課題となっています。

まさに、今ほど男女がそれぞれに持てる能力を発揮し、活躍できる社会の実現が求められている時代はありませんが、国際的視点から見た我が国の状況については、例えば、世界経済フォーラムが発表した令和4年のジェンダー・ギャップ指数※2において日本は146か国中116位となっており、更なる男女共同参画の取組が求められるところであります。

このことから、本市においては「第3次笠間市男女共同参画計画」の見直しを行い、中長期的な展望に立って、目指すべき社会の実現に向けた取組を進めることとしました。しかしながら、持続可能な社会を築くための取組においては、「男女」の性別の違いだけでなく、社会を構成する多様な人々が、それぞれ持てる個性や能力の違いを存分に発揮し、いきいきと活躍できる「ダイバーシティ」の観点が必要です。

「第4次笠間市男女共同参画計画」は、新たな令和の時代に即した計画とするため、「男女」という性別の枠だけにとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認、障がいの有無に関すること等も含め、幅広く多様性（ダイバーシティ）が尊重され、全ての人が活躍し、幸福を感じられる包摂（インクルーシブ）社会の実現を目標として策定しました。

❖ SDGs（持続可能な開発目標）※1

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



❖ SDGs（持続可能な開発目標）ランキング

日本は163か国中、**19位**

順位	国名	スコア
1	フィンランド	86.5
2	デンマーク	85.6
3	スウェーデン	85.2
4	ノルウェー	82.3
5	オーストリア	82.3
19	日本	79.6
27	韓国	77.9
41	アメリカ	74.6
56	中国	72.4

※Sustainable Development Report 2022より

2022年6月に公開されたSDGsの達成度・進捗状況に関する国際レポート Sustainable Development Report 2022（持続可能な開発レポート）では、日本は163か国中19位で前回より順位を1つ下げています。

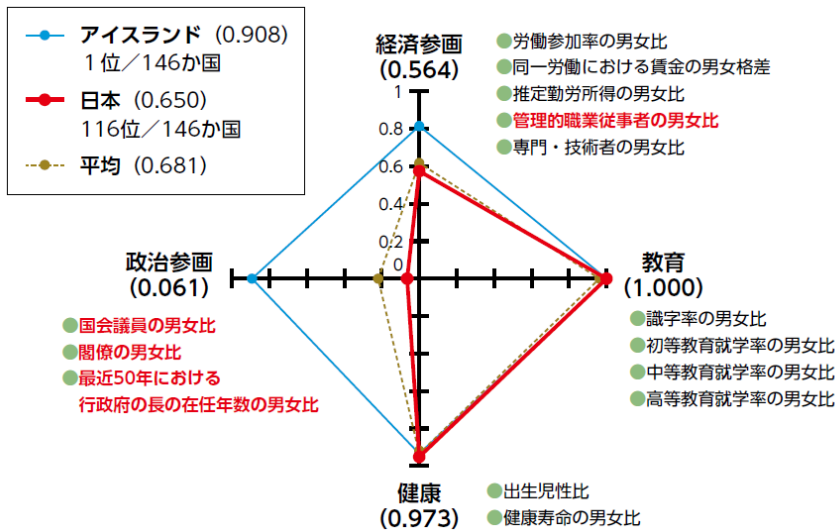
達成状況として、日本は、「ジェンダー平等」、「気候変動への対策」、「グローバル・パートナーシップ（世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携）」などの達成率が低いため、これらが今後の課題であると考えられます。

❖ ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index : GGI) ※2

世界経済フォーラムが発表した 2022 年のジェンダー・ギャップ指数の総合順位において日本は 146 か国中 116 位で、特に『経済』と『政治』における値が低くなっています。

特に順位の低かった経済、政治分野について、国の「女性版骨太の方針 2022」においては「女性の経済的自立」、「女性の登用目標達成」等、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定めています。

経済分野については、「女性の経済的自立」を「新しい資本主義」の中核と位置づけ、男女間賃金格差に係る情報開示の義務付け、女性デジタル人材の育成、看護・介護・保育など女性が多い分野の現場で働く方々の収入の引上げ等の取組を進めています。政治分野については、2022 年 4 月に公表した政治分野におけるハラスメント防止研修教材の積極的な活用、各議会における取組の「見える化」等を通じて、男女共同参画の取組を後押ししています。



順位	国名	値
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
10	ドイツ	0.801
15	フランス	0.791
22	英国	0.780
25	カナダ	0.772
27	米国	0.769
63	イタリア	0.720
79	タイ	0.709
83	ベトナム	0.705
92	インドネシア	0.697
99	韓国	0.689
102	中国	0.682
115	ブルキナファソ	0.659
116	日本	0.650
117	モルディブ	0.648

(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2022)」より作成
 2. スコアが低い項目は赤字で記載
 3. 分野別の順位: 経済(121位)、教育(1位)、健康(63位)、政治(139位)

分野	スコア	スコア変動	昨年のスコア
経済	0.564	↓	0.604
政治	0.061	—	0.061
教育	1.000	↑	0.983
健康	0.973	—	0.973

※経済、政治、教育、健康の分野ごとに各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野ごと総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。

2 計画の位置づけ

● 男女共同参画社会基本法に定める市町村計画

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、笠間市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

● 笠間市総合計画の個別計画

本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の方針を踏まえ、笠間市第2次総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

● DV防止対策市町村基本計画

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村基本計画としても位置づけます。

● 女性活躍推進のための市町村推進計画

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置づけます（該当部分は、「基本目標Ⅲすべての女性が輝く社会づくり」）。

キラリかさまプラン

第4次笠間市男女共同参画計画
（基本法第14条第3項・条例第8条）

男女共同参画社会基本法

市町村男女共同参画計画

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

市町村基本計画

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

市町村推進計画

その他関連計画

国：【関連計画・第5次男女共同参画基本計画】

県：【関連計画・茨城県男女共同参画基本計画（第4次）】

市：【関連条例・笠間市男女共同参画推進条例】

市：【関連計画・笠間市第2次総合計画】

3 計画期間

本計画は、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5か年を計画期間とします。

<計画の期間>

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
第5次男女共同参画基本計画（国計画） 基本認識：令和3年度（2021）～令和12年度（2030） 施策の基本的方向及び具体的な取組：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）									
茨城県男女共同参画基本計画 （第4次） 令和3年度（2021）～令和7年度（2025）									
キラリかさまプラン 第4次笠間市男女共同参画計画 令和5年度（2023）～令和9年度（2027）									
第3次笠間市 男女共同参画 計画									

4 計画の基本理念

本計画は、「笠間市男女共同参画推進条例」に基づき以下の5つを基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

1 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの性を尊重しながら、男女の人権を尊重する必要があります。

2 性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人として多様な活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

3 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保する必要があります。

4 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもとに、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できるようにする必要があります。

5 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進

国際社会におけるさまざまな取組を考慮し、国際的な視点を持って男女共同参画の施策を推進する必要があります。

5 笠間市が目指す将来の姿

基本理念に基づいた男女共同参画社会の推進による笠間市の将来の姿として、家庭生活、職業生活、地域社会において、以下のような姿を目指していきます。

笠間市が目指す将来の姿 「ダイバーシティ社会の実現」

1 家庭生活においては、

- 性別による固定的役割分担意識が解消されます。
- 家事、育児、介護などにおいて、家族が互いに分担・協力し合います。
- 一人ひとりがお互いを尊重し合い、心身ともに安心して暮らせます。

2 職業生活においては、

- 性差による不当な差別や、職場における固定的役割分担意識が解消されます。
- 性別・国籍・障がいの有無などにかかわらず、その人の多様性を認め合い、個々の意欲と能力が十分に発揮されます。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮され充実した職場環境が実現されます。

3 地域社会においては、

- 社会におけるあらゆる場面で、一人ひとりが能力を発揮し活躍します。
- 多様性を尊重し、誰もが孤立することなく、安心・安全に暮らせます。
- 一人ひとりの個性を認め合い、多様な視点を持った、創造性豊かな地域社会が実現されます。

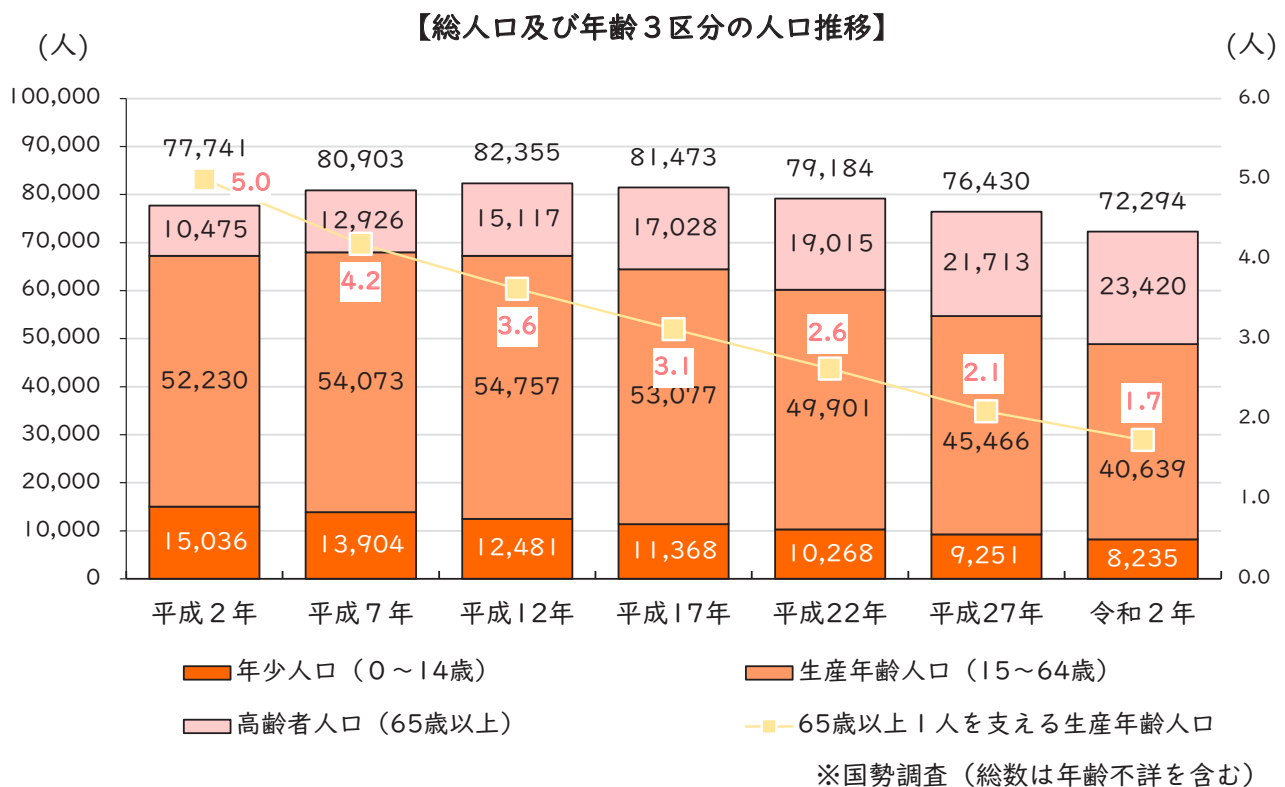
6 笠間市の現状と課題

(1) 少子高齢化と人口減少

❖ 人口の推移（年齢3区分）

笠間市の令和2年10月1日現在の総人口は72,294人（世帯数28,871世帯）となっており、近年減少傾向にあります。年齢別では、15歳未満の年少人口及び15～64歳までの生産年齢人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化が年々進行しています。

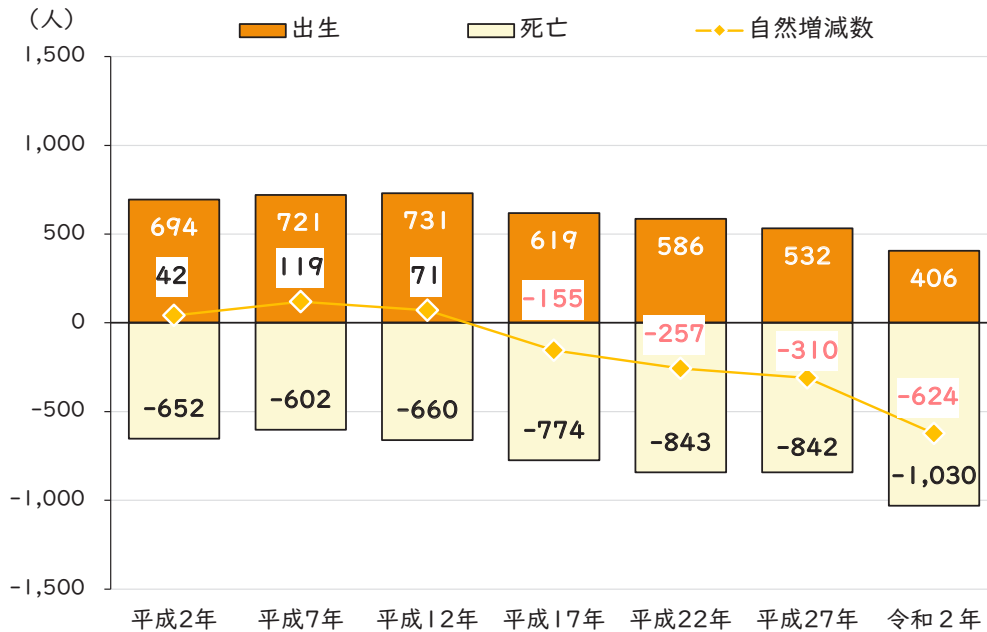
また、令和2年には生産年齢の人（15～64歳）が1.7人で65歳以上1人を支えていることになり、この数値は、全国の2.1人、茨城県の2.0人を下回る数値となっています。



❖ 自然増減、社会増減の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、平成12年を境に減少に転じており、令和2年は624人の減少となっています。

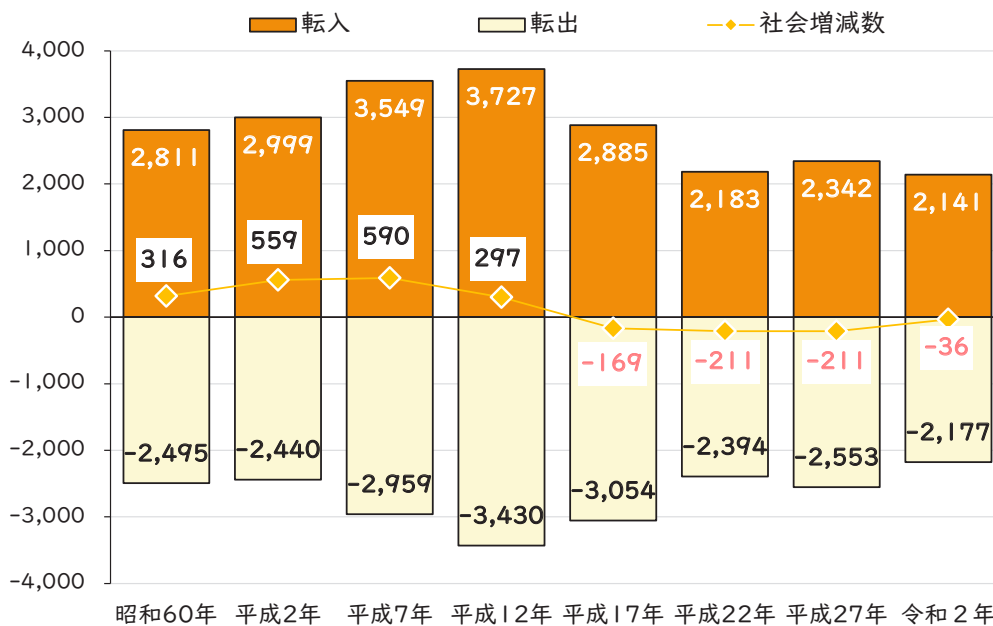
【出生数及び死亡数の推移】



※国勢調査

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成12年を境に減少に転じていますが、令和2年は平成27年より175人の増加となっています。

【転入者数及び転出者数の推移】



※国勢調査

(2) 令和4年度市民意識調査の結果

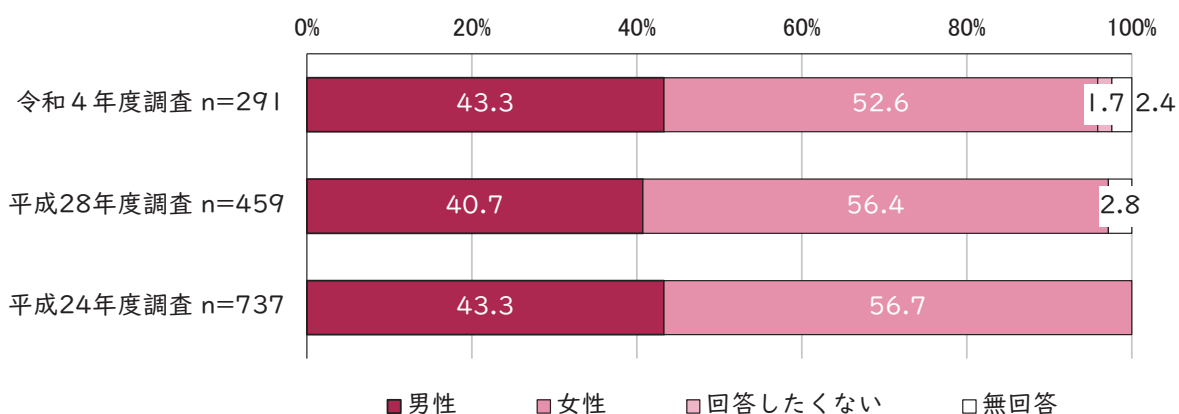
調査対象：笠間市内に住む18歳以上の男女 対象者数：1,000人

調査方法：郵送・オンラインによる配布、回収

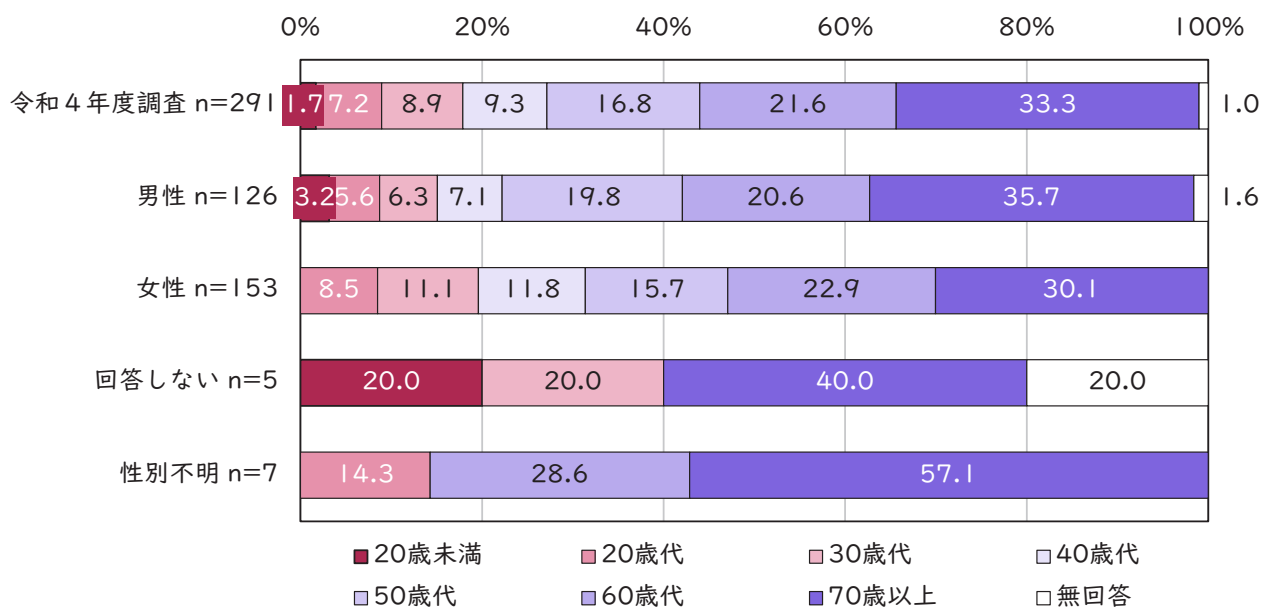
調査期間：令和4年7月15日～8月1日 回収数：291人（回収率29.1%）

※回答数が少ないため、「性別無回答」の方のグラフ数値を掲載していないグラフがあります。

❖ 性別

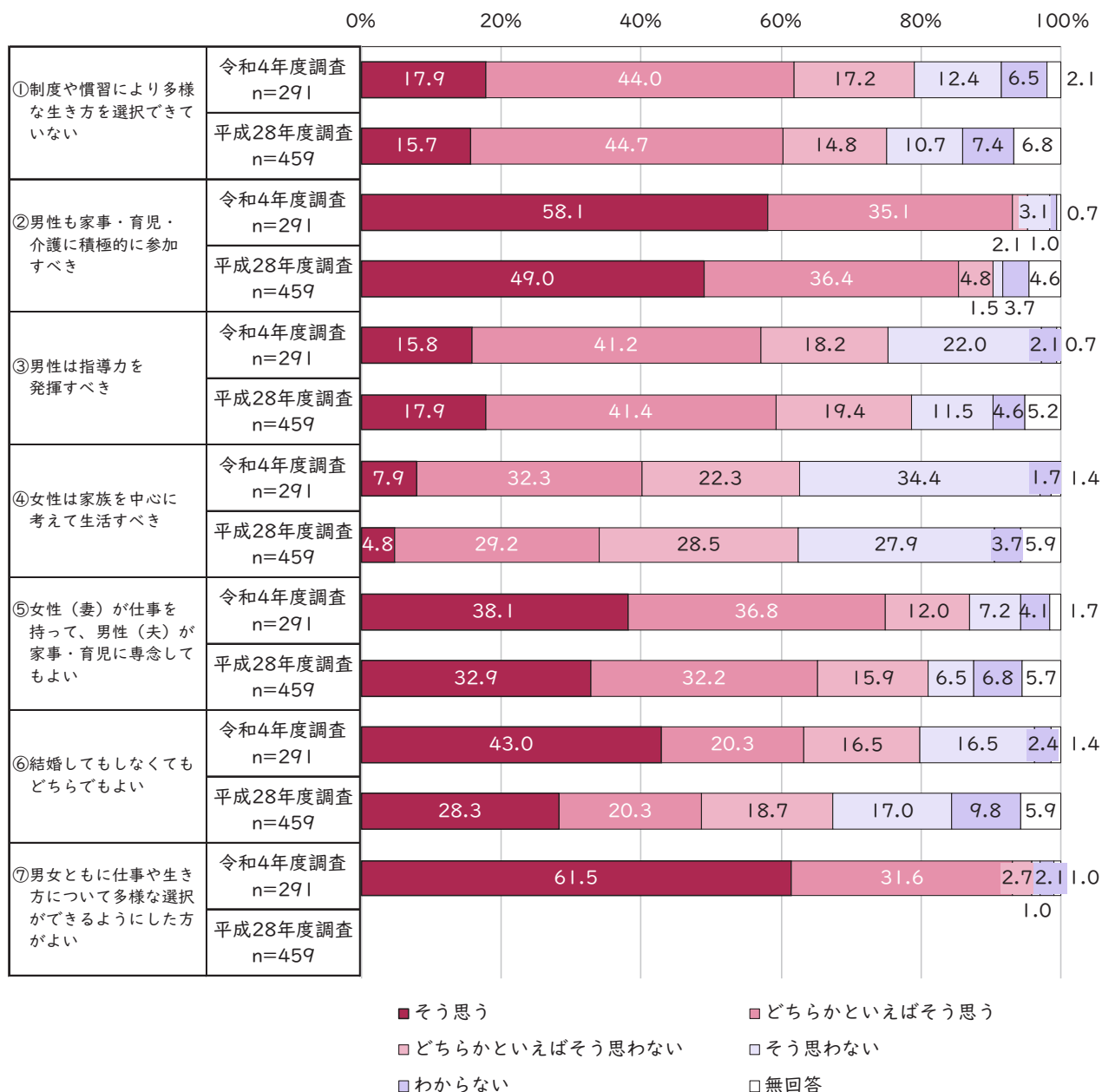


❖ 年齢



【家庭生活に関する状況】

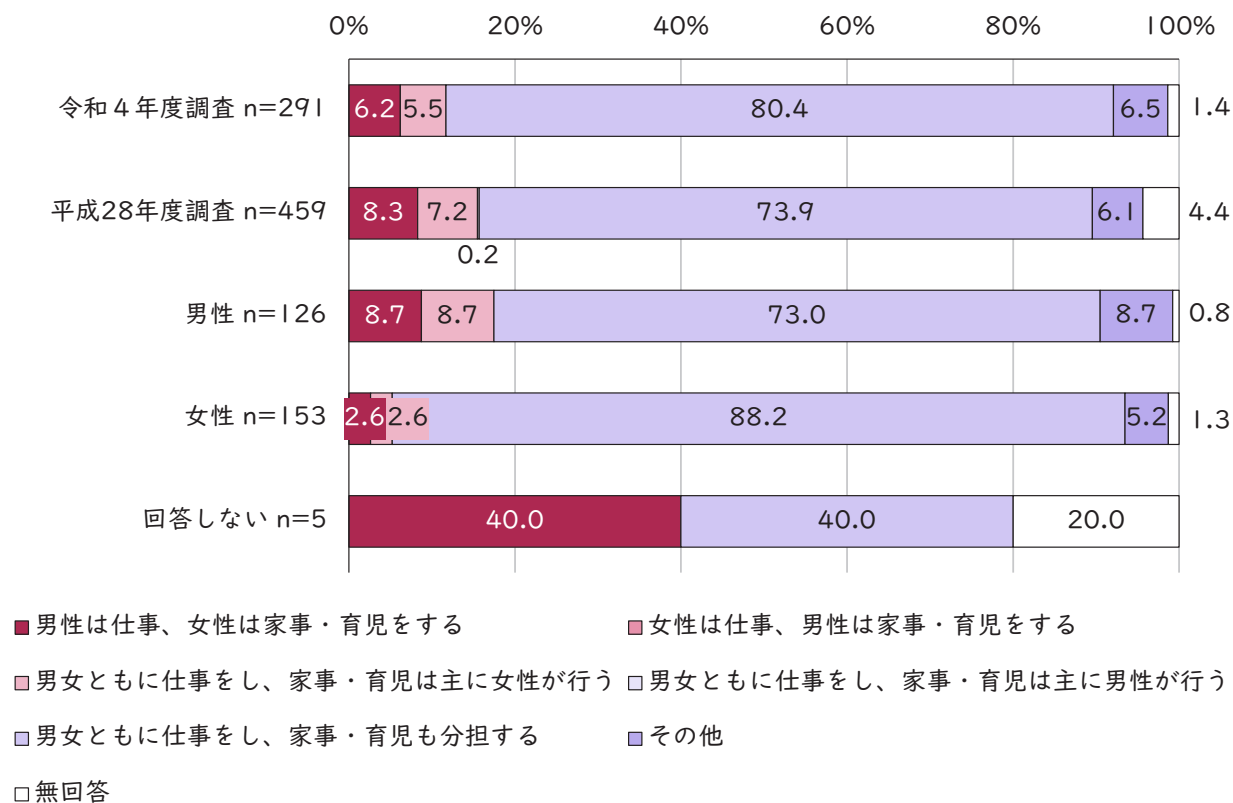
❖ 男女の生き方や価値観などに関する考え



「そう思う」の割合は、「③男性は指導力を発揮すべき」を除いて全体的に過去調査より増加傾向となっています。

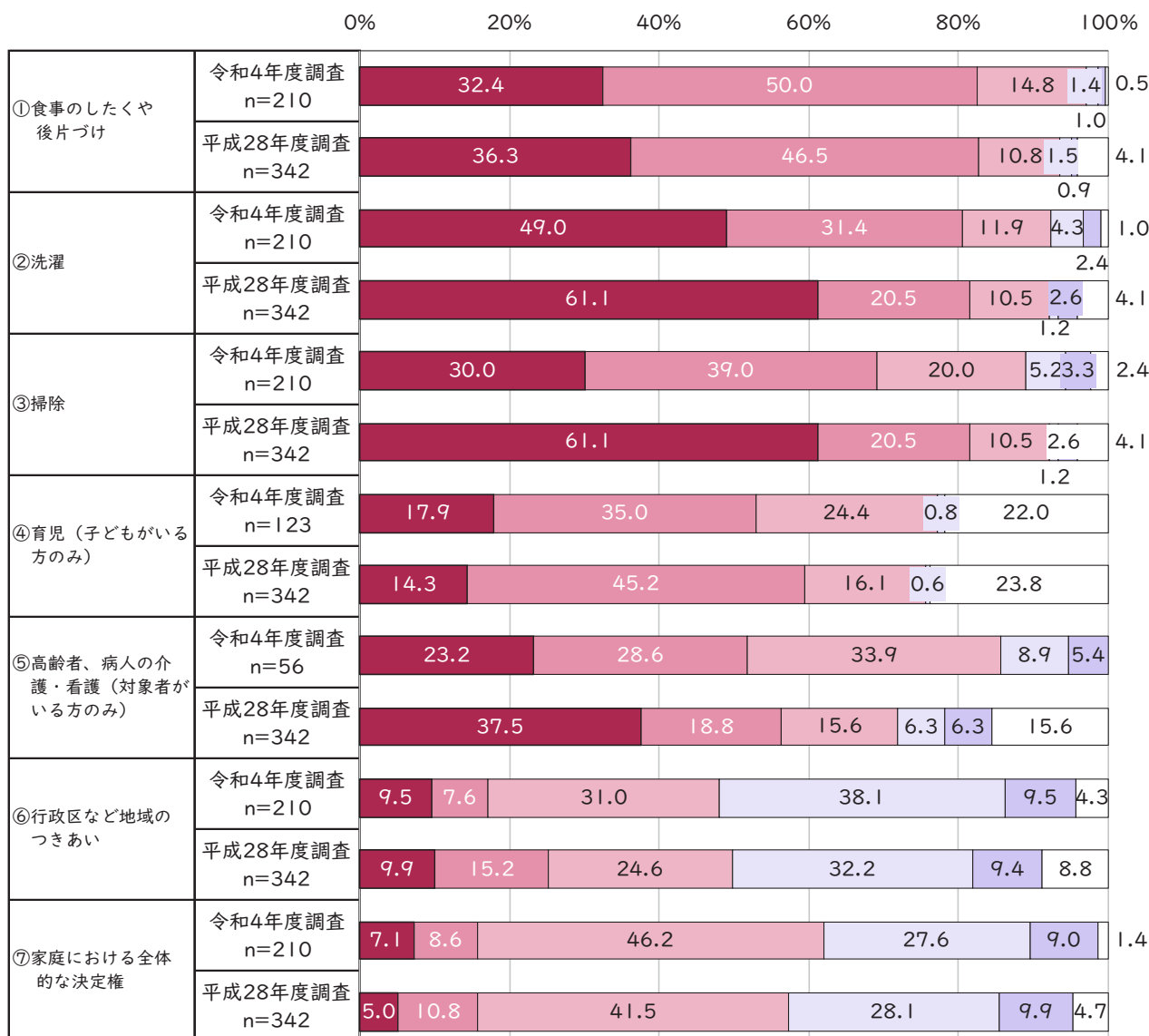
特に、今回調査から追加された「⑦男女ともに仕事や生き方について多様な選択ができるようにした方がよい」は、「そう思う」の割合が最も高くなっているため、仕事や生き方について多様な選択ができる取組を進めることが重要です。

❖ 男女の役割分担のあり方についての考え



多くの人が「男女ともに仕事をし、家事・育児も分担する」が理想のあり方だと考えています。市民が潜在的に「男女で」という意識を持っていることから、対策を講じることにより、理想像に近づけていく余地があると考えられます。

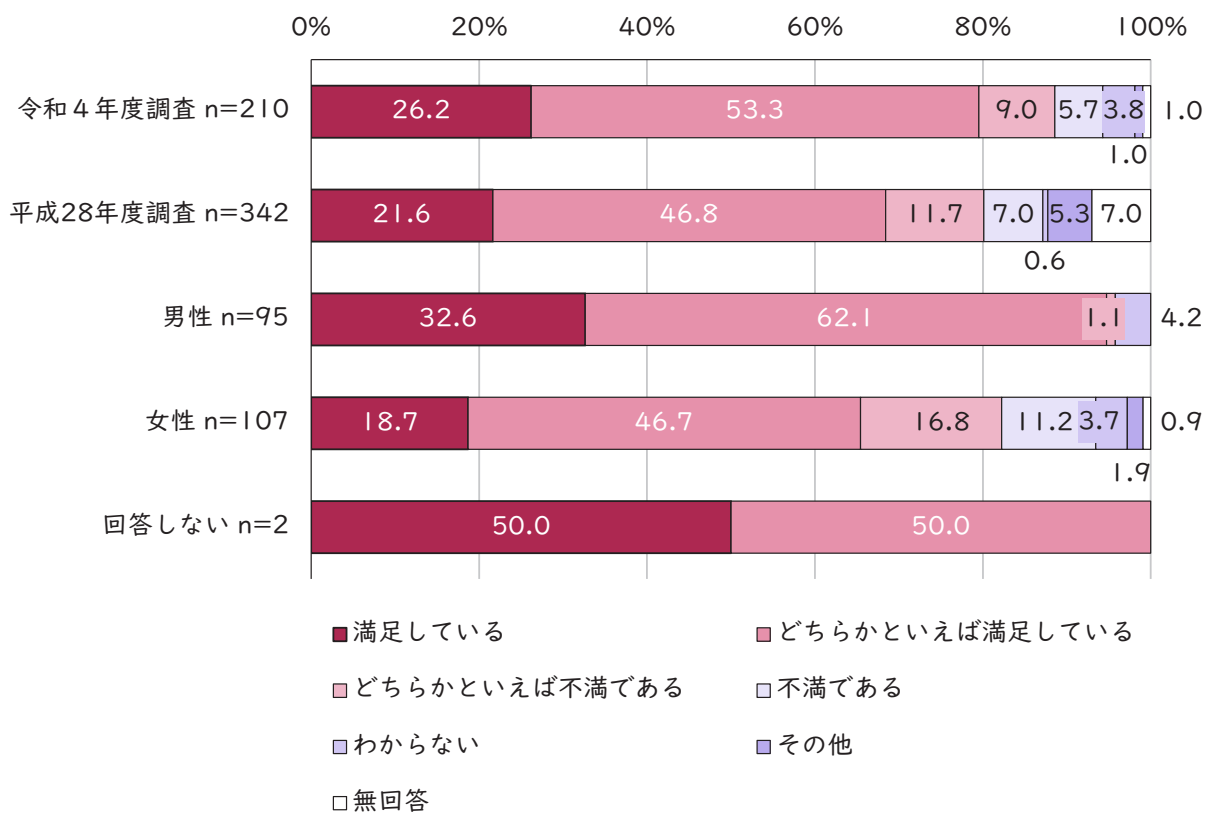
❖ 配偶者・パートナー間の役割分担について



- すべて妻(女性)が担当している
- 主に妻(女性)が担当し夫(男性)は手伝う程度
- 平等に分担している
- 主に夫(男性)が担当し妻(女性)は手伝う程度
- すべて夫(男性)が担当している
- 無回答

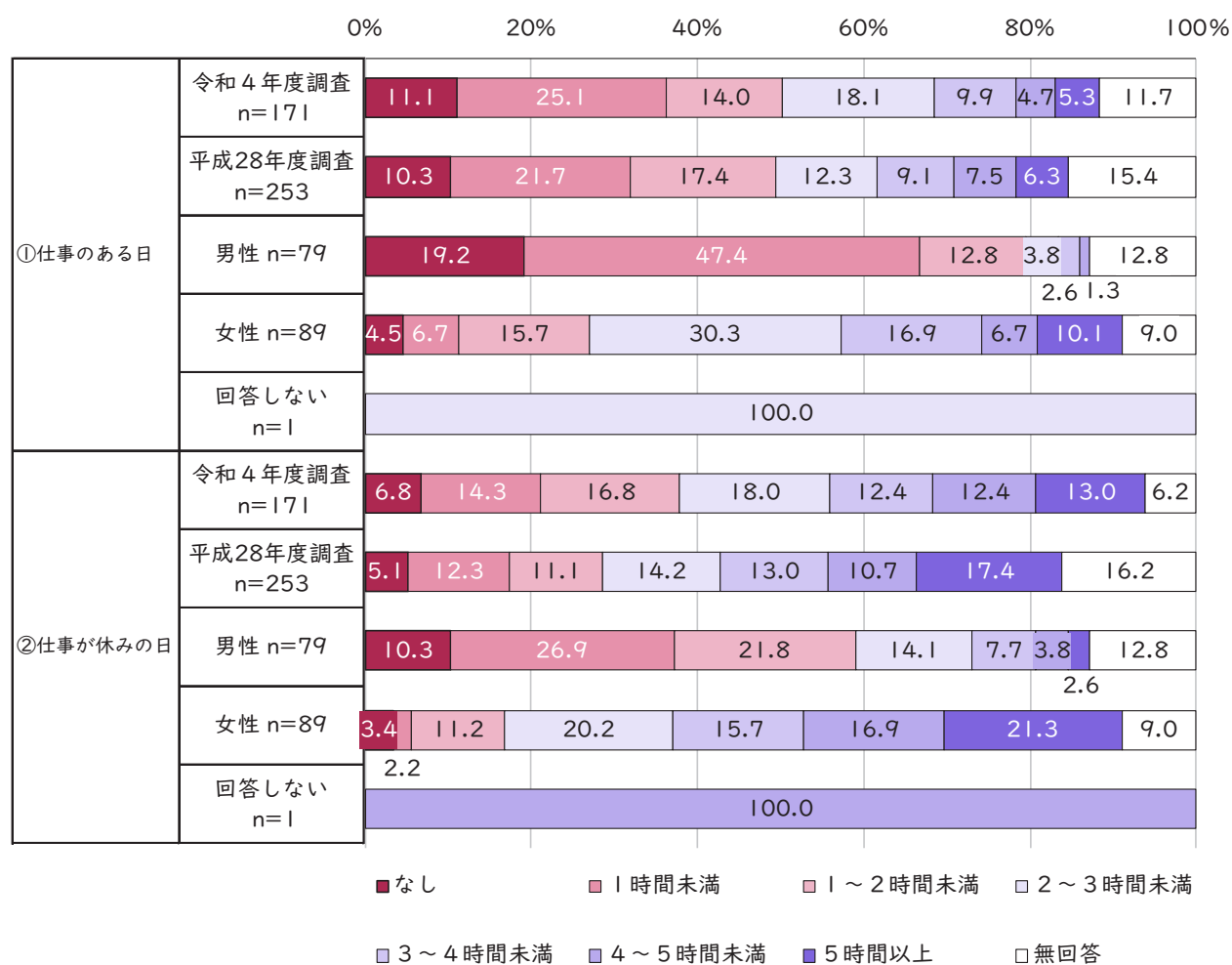
配偶者・パートナー(同棲・事実婚含む)がいると答えた方に聞いたところ、配偶者・パートナー間の役割分担について、前回調査と比較して「①食事をしたくや後片づけ」、「②洗濯」、「③掃除」、「⑤高齢者、病人の介護・看護(対象者がいる方のみ)」の項目は「すべて妻(女性)が担当している」の割合が減少し、「主に妻(女性)が担当し夫(男性)は手伝う程度」と「平等に分担している」の割合が増加傾向にあり、暮らしの中で、家事等については平等に分担が進んでいると考えられます。

❖ 家庭内の配偶者・パートナーとの役割分担についての満足度



配偶者・パートナー（同棲・事実婚含む）がいると答えた方に聞いたところ、家庭内の役割分担の満足度は男女で差が出ていますが、前回調査と比べ『満足している』（満足している+どちらかといえば満足している）の割合が高くなっているため、市民の家庭での役割分担が理想像に近づいていると考えられます。

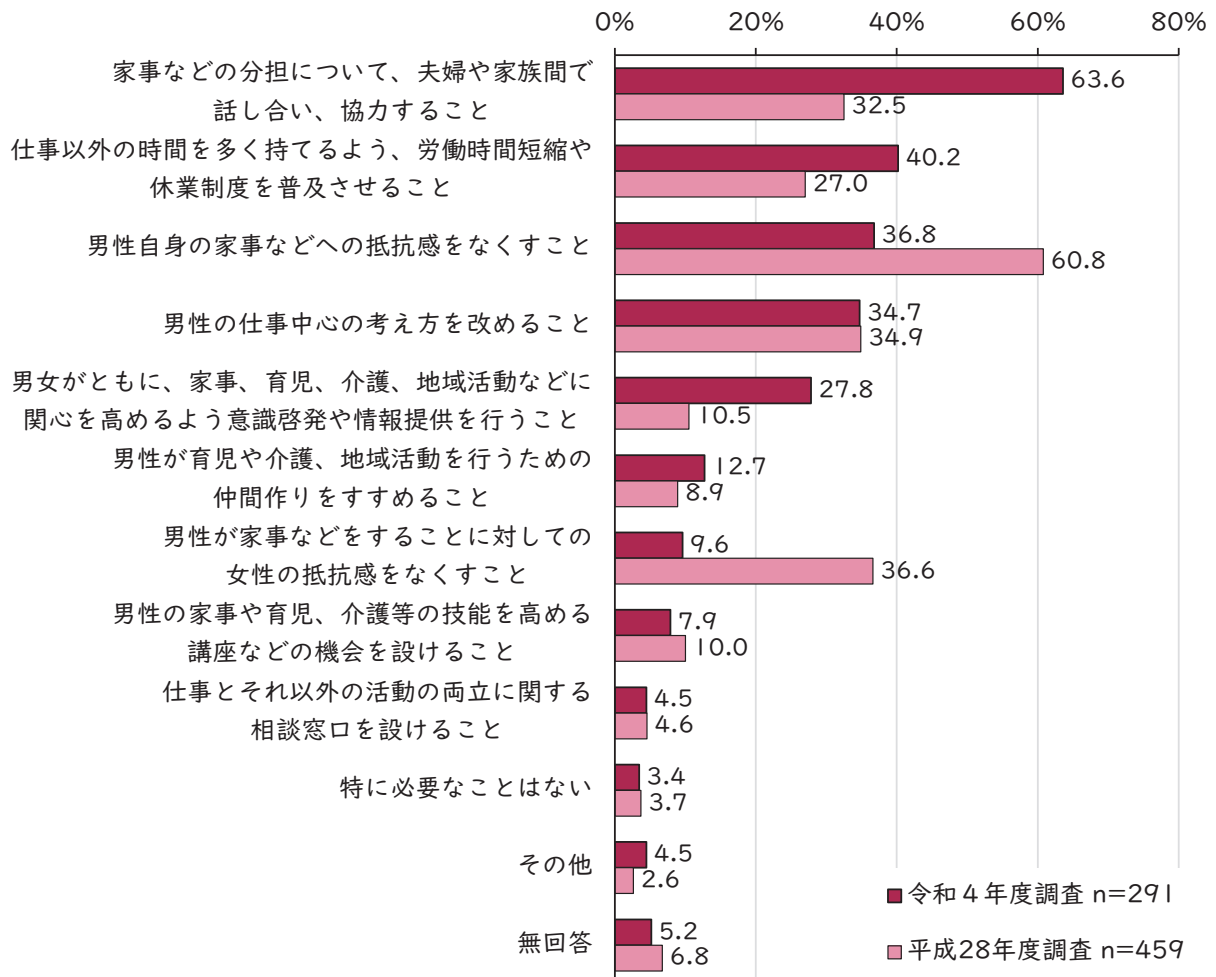
❖ 1日のうち、家事に要する平均時間



現在、働いていると答えた方に聞いたところ、1日のうち、家事に要する平均時間は、仕事の有無にかかわらず、女性の方が長くなっており、家庭内の役割分担が不平等であることが読み取れます。

しかし、前回調査と比較して、「②仕事が休みの日」は、女性の家事に要する時間が短縮化されている傾向があります。その要因としては、男性の5割の方が、家事に要する平均時間を1時間以上確保していることが考えられます。今後、男性が家事などの時間を十分に確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを意識していくことが重要です。

❖ 家事、育児、介護、地域活動に積極的に参画していくために必要だと思うことについて



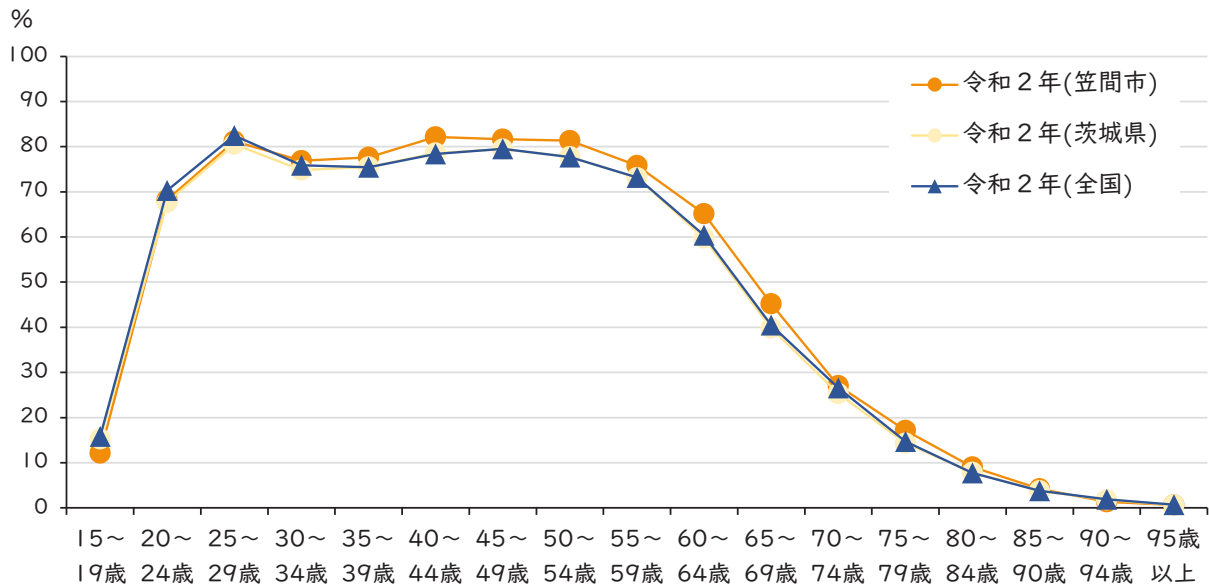
「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること」が特に高くなっており、前回調査から市民の意識が変わってきていることが読み取れます。男性自身の抵抗感が緩和されてきていることから、今後は実際に協力し合っていくための支援を行うことが求められます。

【職業生活に関する状況】

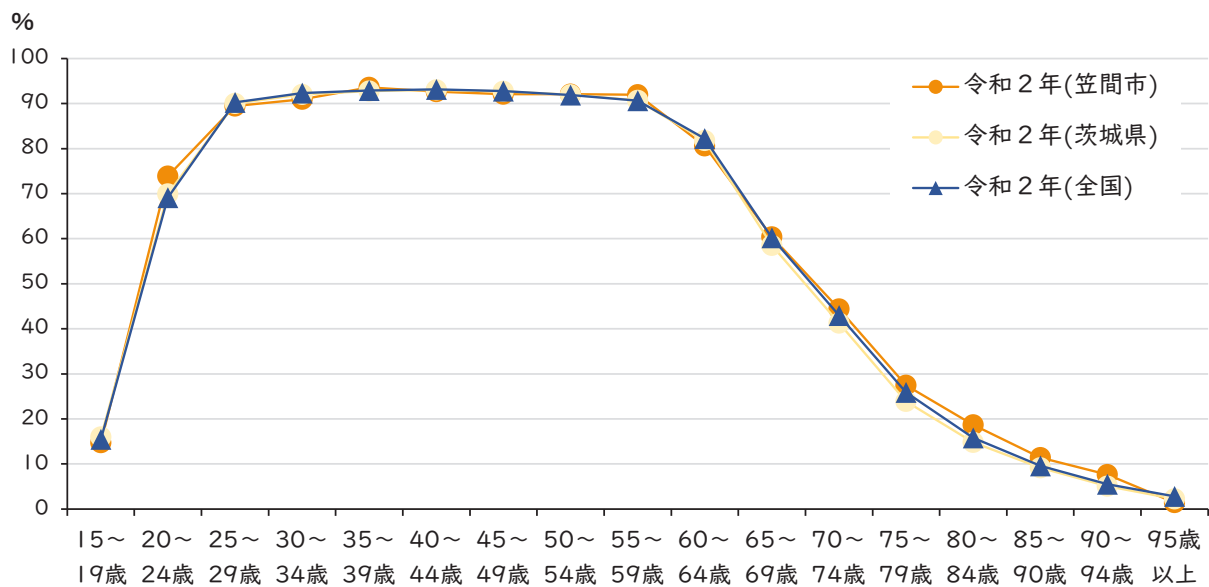
❖ 男女別就業率

女性の年齢階級別就業率は、30歳代で低下し40歳代以降に再び上昇する「M字カーブ」となっています。出産・育児により就労を中断し、その後再就職する女性が多いことを示しています。全国及び茨城県と比較して結婚・出産後も働く女性が多い状況ですが、M字カーブの解消には至っていません。

【年齢階級別就業率_女性】



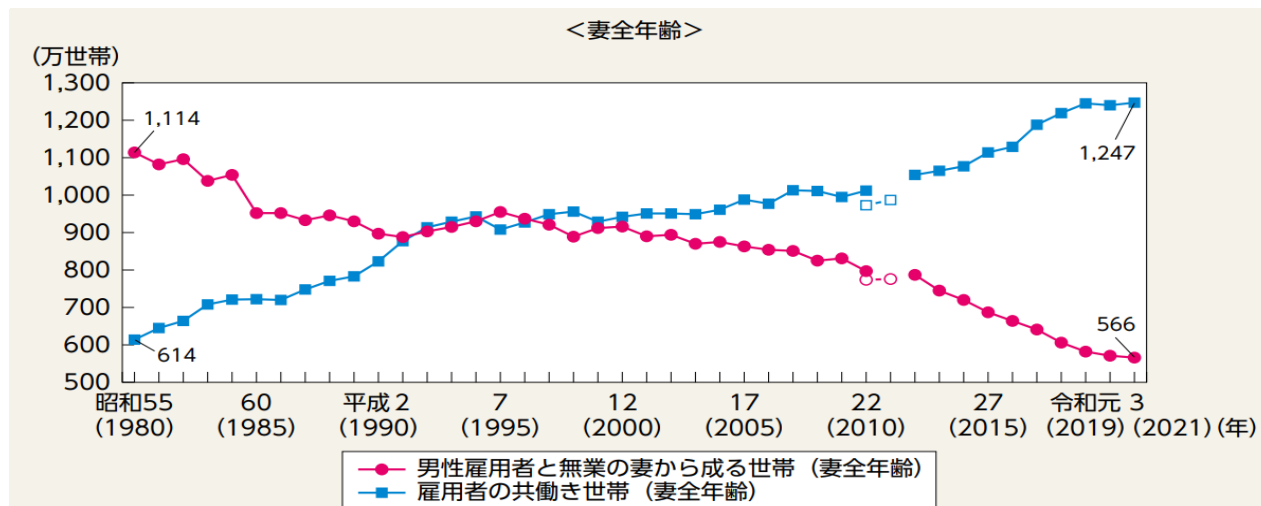
【年齢階級別就業率_男性】



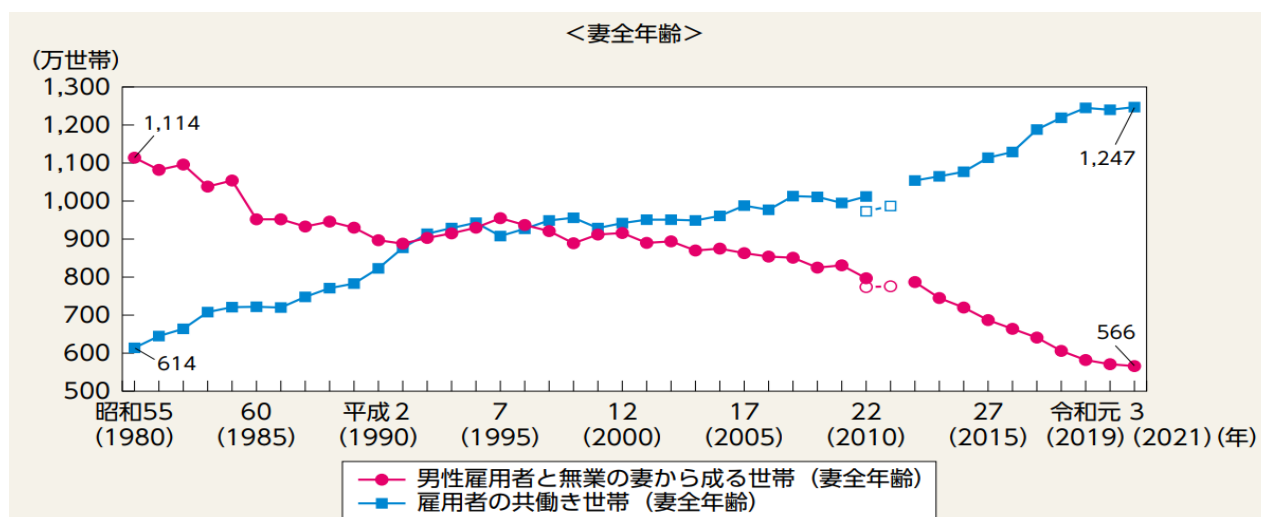
※令和2年国勢調査

❖ 共働き世帯の推移（全国）

共働き世帯は、国全体で増加傾向にあり、男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向となっています。



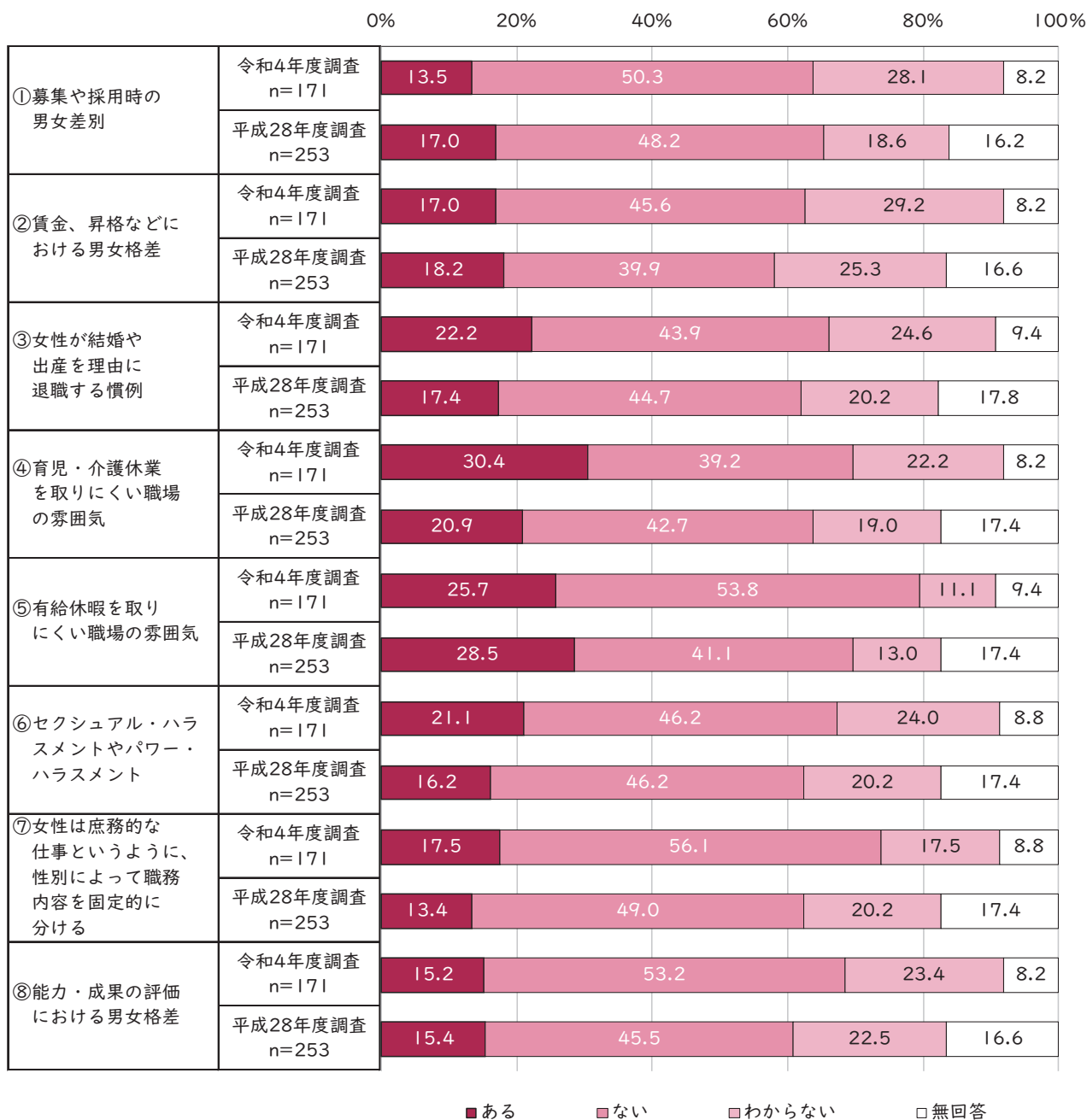
- （備考）
1. 昭和55（1980）年から平成13（2001）年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）。ただし、昭和55（1980）年から57（1982）年は各年3月。、平成14（2002）年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29（2017）年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30（2018）年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
 4. 平成22（2010）年及び23（2011）年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



- （備考）
1. 昭和60（1985）年から平成13（2001）年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14（2002）年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29（2017）年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30（2018）年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 4. 平成22（2010）年及び23（2011）年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

※男女共同参画白書（令和4年版）

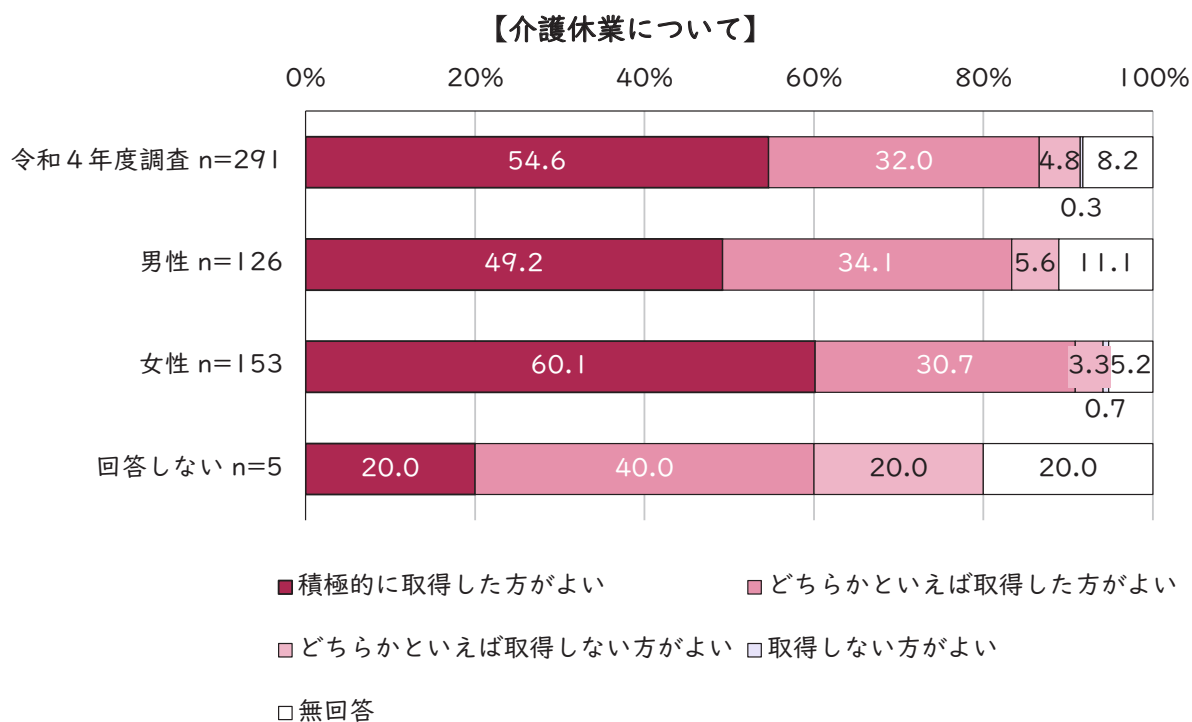
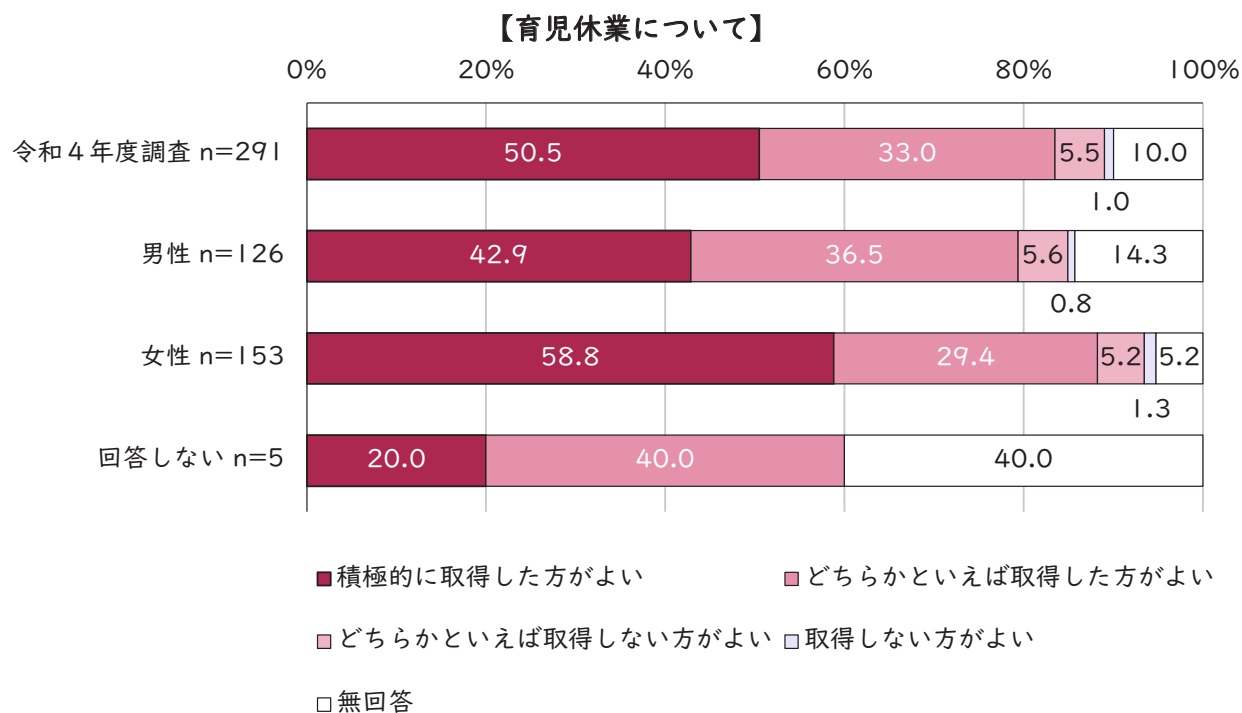
❖ 職場内での意識について



現在、働いていると答えた方に聞いたところ、職場において、「④育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気」、「⑤有給休暇を取りにくい職場の雰囲気」があると答えている人の割合が高く、有給休暇や育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりを促進する必要があります。

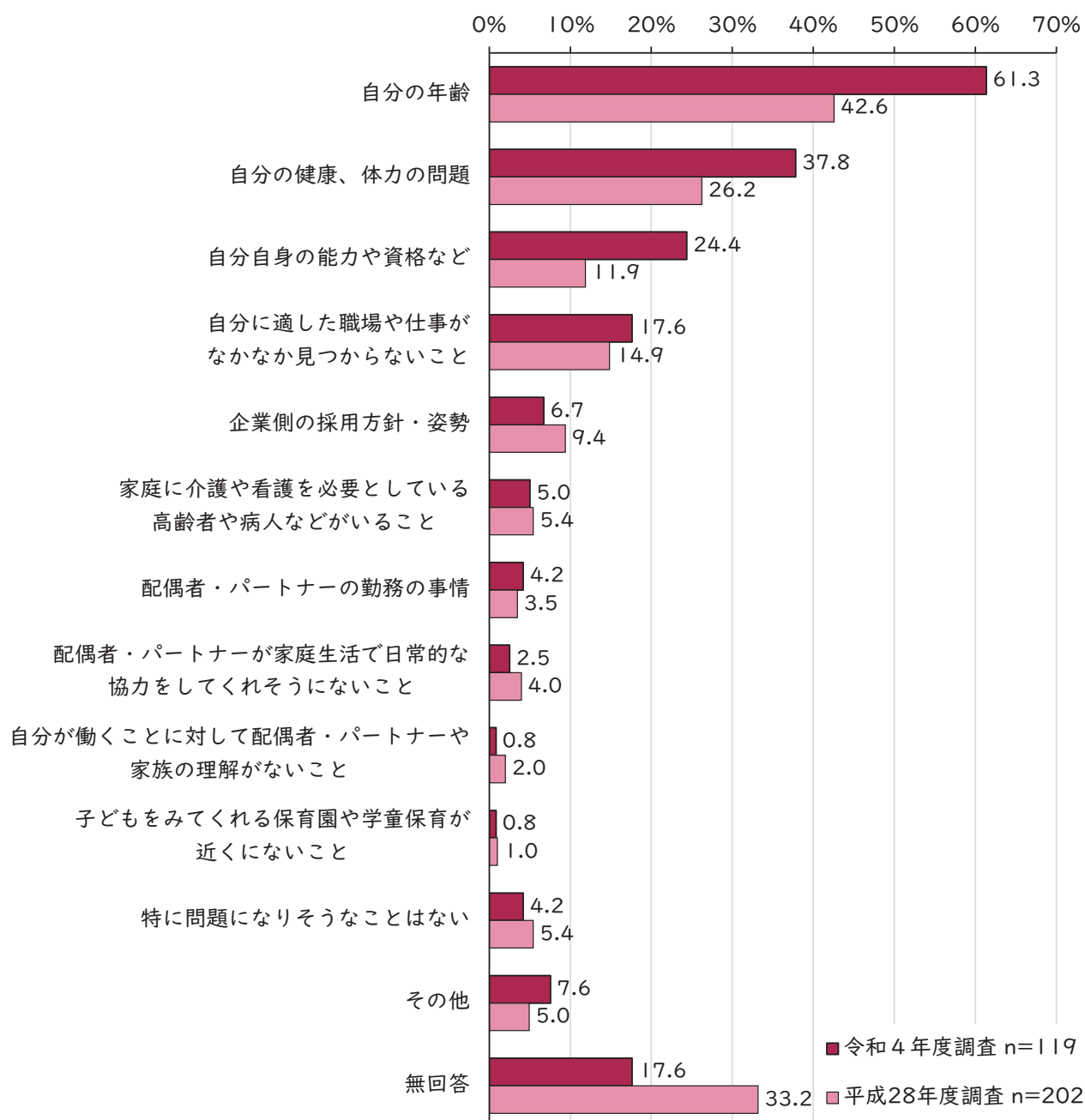
また、前回調査と比較すると、全体的に職場内で有給休暇を取りにくい割合が減少していますが、育児・介護休業を取りにくい割合が増加していることから、長期的な休業を取りにくい職場環境となっていることが読み取れます。

❖ 男性が育児休業や介護休業を取得することについて



「積極的に取得した方がよい」割合は、全体では「育児休業」、「介護休業」とともに約半数の回答結果となっていますが、男女別の結果は、いずれも女性の割合が高くなっていることから、休業制度の普及に向けてよりいっそう周知・啓発活動が必要であると考えられます。

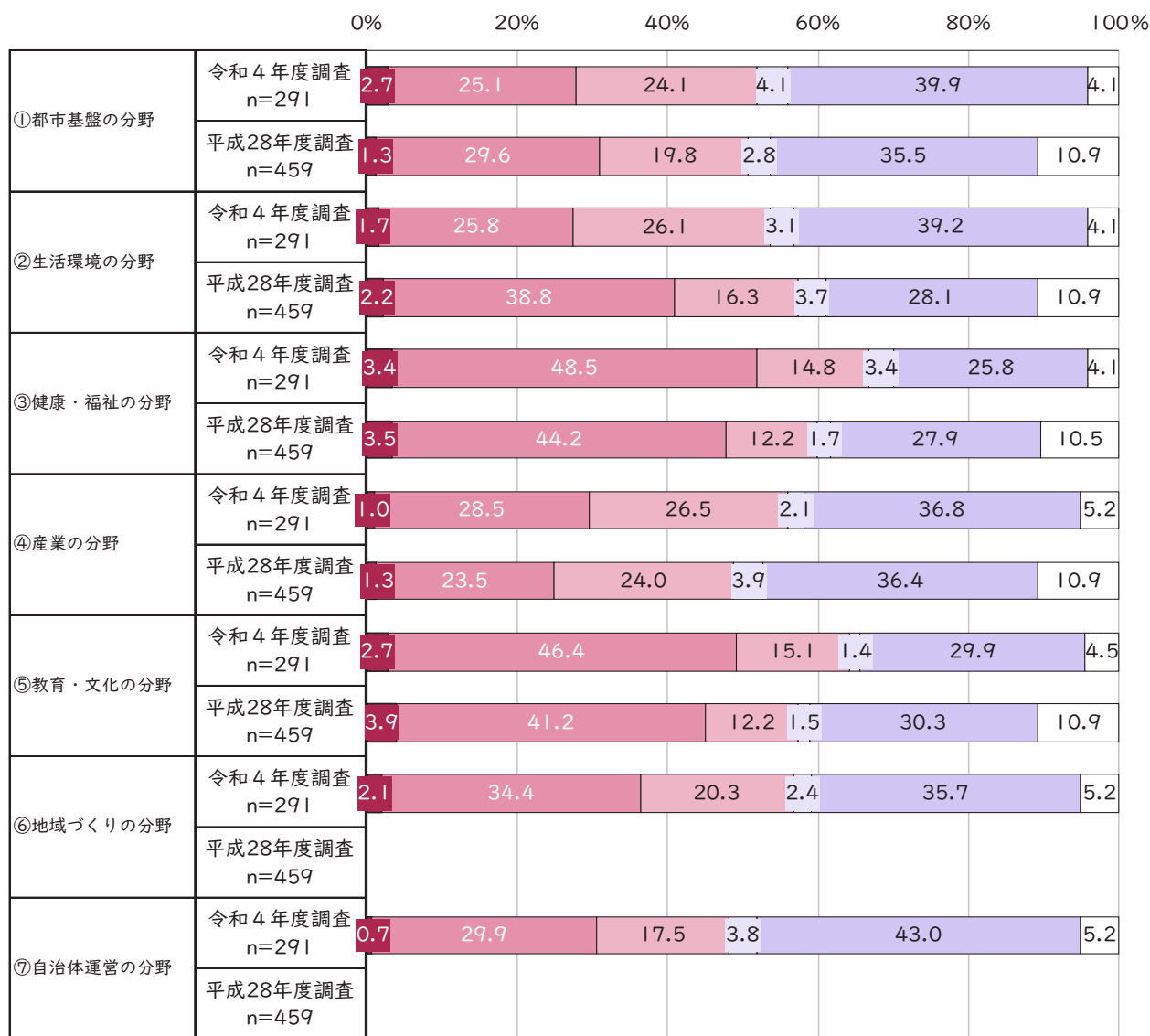
❖ 今後、就職を考える上で問題になりそうなこと



現在働いていないと答えた方に聞いたところ、今後就職を考える上での問題について、「自分の年齢」が約6割と特に高く、再就職支援など事業所での制度の充実が求められています。

【地域社会における状況】

❖ 笠間市の市政の各分野において、男女共同参画の視点が十分に反映されていると思うか

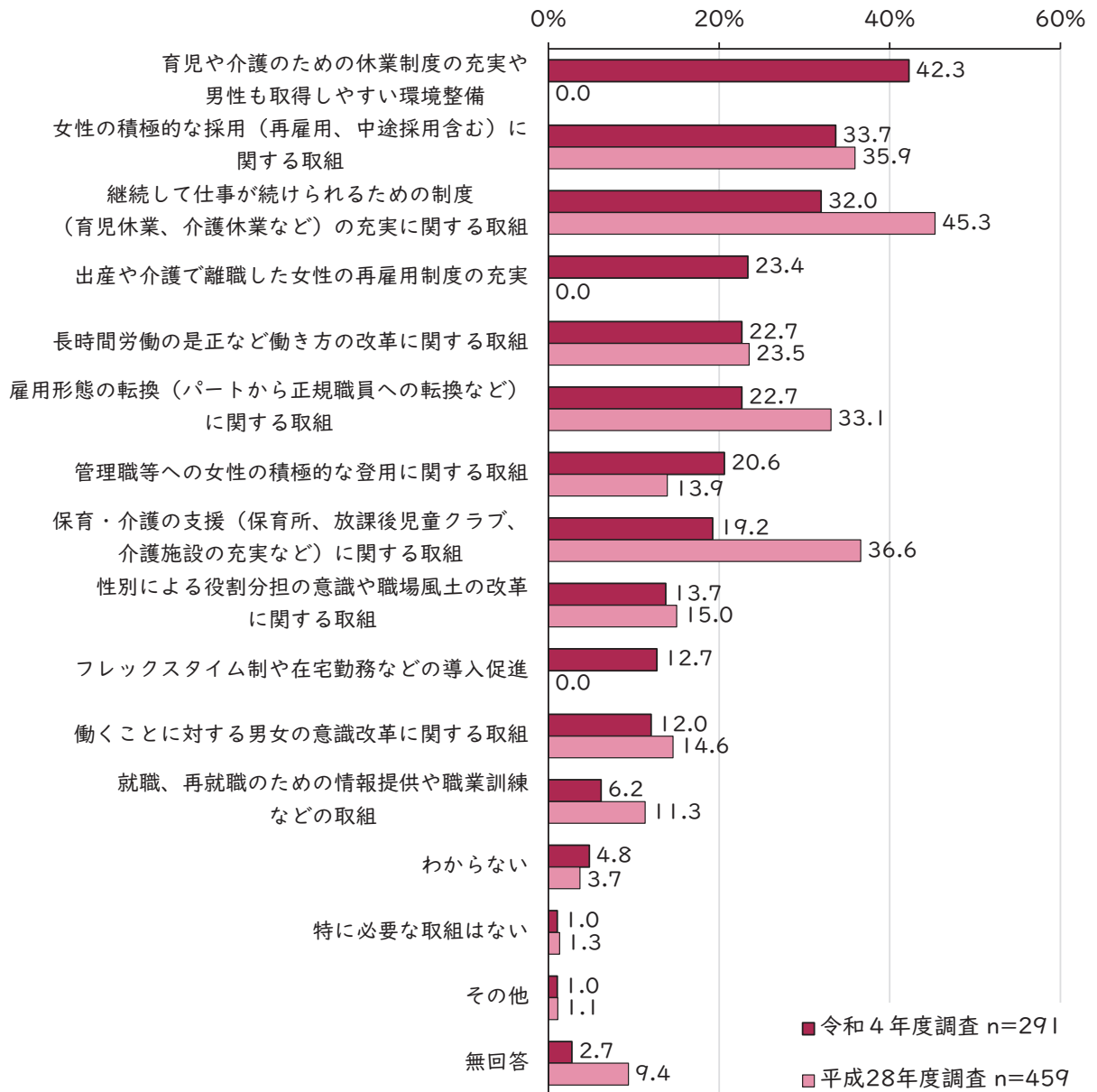


■十分に生かされている ■ある程度生かされている ■あまり生かされていない
□そう思わない □全く生かされていない □無回答

※⑥地域づくりと⑦自治体運営の分野については、総合計画の分野区分が変更されたため、今回調査からの新規項目となります。

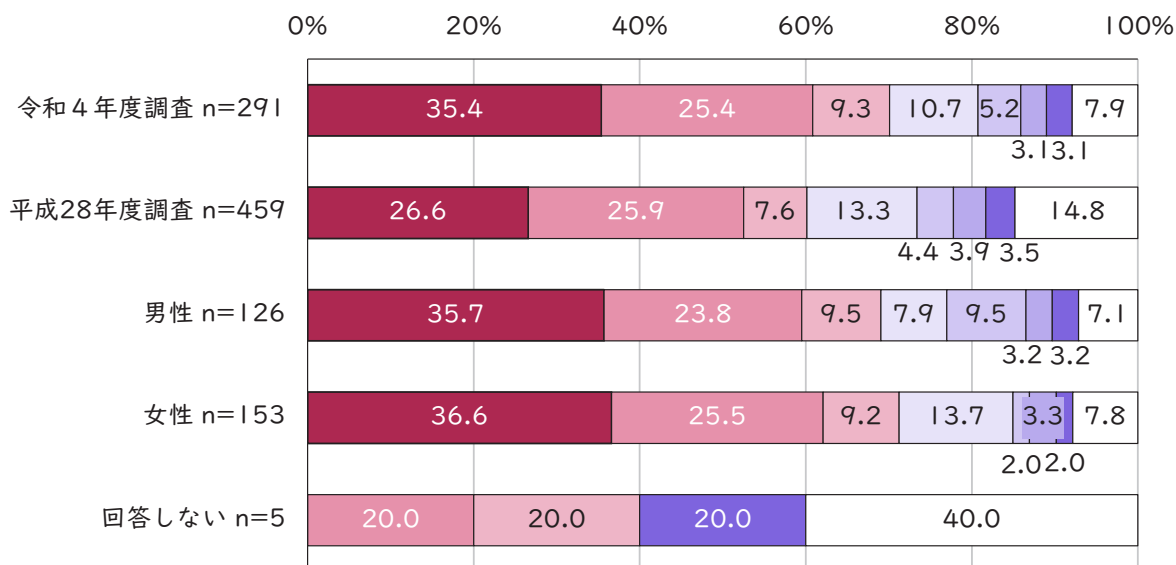
前回調査との比較では分野ごとに変化が分かれており、「③健康・福祉」、「④産業」、「⑤教育・文化の分野」では『生かされている』（十分に生かされている+ある程度生かされている）の割合が増加している一方、「①都市基盤」、「②生活環境の分野」では、『生かされている』の割合が減少しているため、今後の市政については、男女共同参画の視点を取り入れた生活環境分野での整備をより進める必要があります。

❖ 社会における女性活躍を推進するために必要な取組



今回調査から追加した選択肢「育児や介護のための休業制度の充実や男性も取得しやすい環境整備」の回答結果が最も高くなっていることから、今後女性活躍を推進していく上で、子育てや介護といった現実的な課題との両立のためにも、職場での「意識改革」や「環境づくり」を整備していくことが急務であると考えられます。

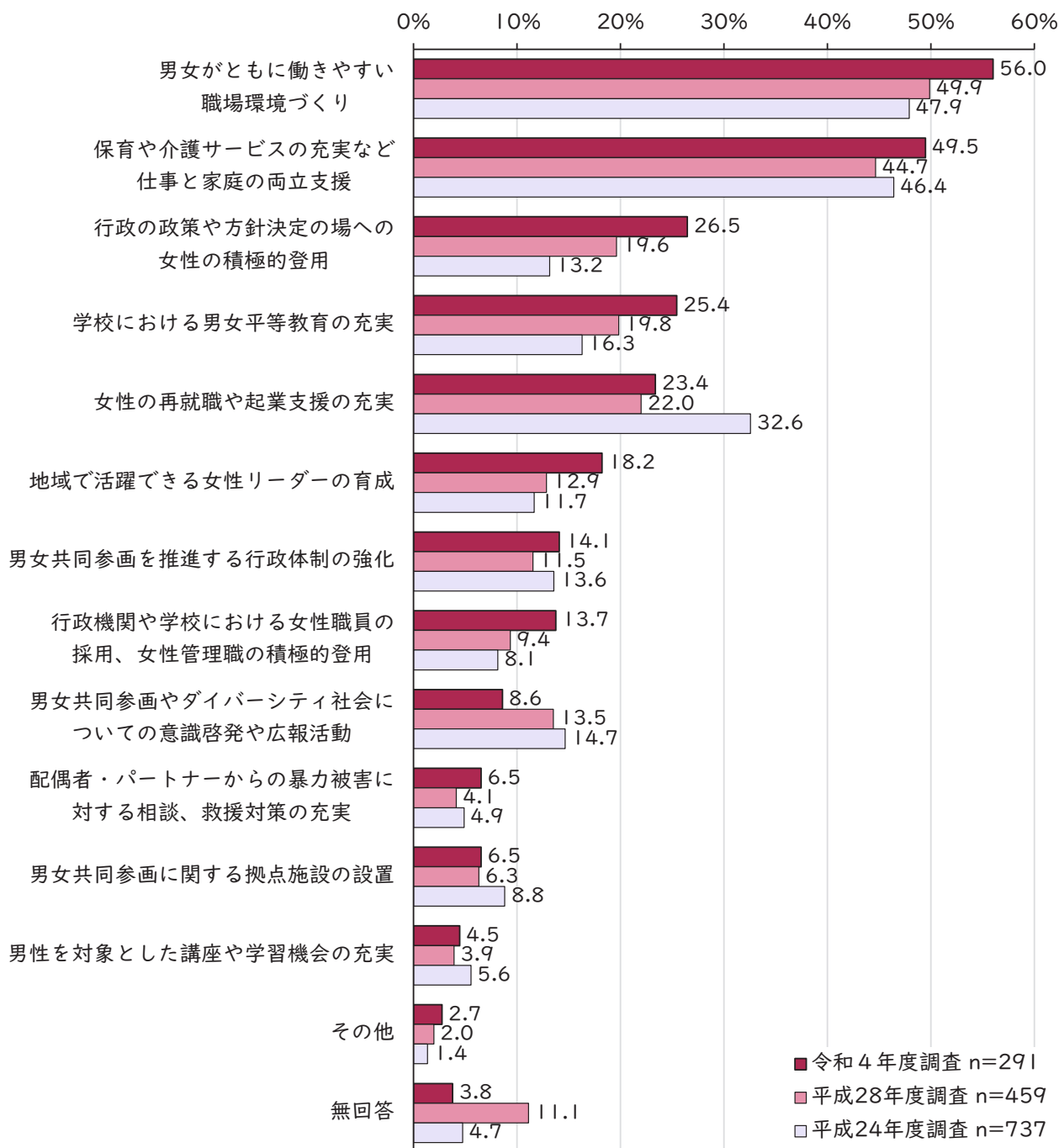
❖ 今後、女性の進出や登用が必要になると思う分野



- 自治体の長、国会議員、地方議会議員
- 政策や方針決定をする場である審議会の委員
- 企業の経営者
- 行政区や地域の諸団体などの組織の長
- 建築・土木・科学技術などの分野
- 農業などの分野
- その他
- 無回答

今後、特に女性の参画を進めるべき分野としては、「自治体の長、国会議員、地方議会議員」、「政策や方針決定をする場である審議会の委員」が前回調査と同様に高くなっており、前回調査よりも政治分野での女性の進出・登用が求められていることが読み取れます。

❖ 多様な人たちが活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れたらよいと思うもの



前回調査とほぼ同様の回答結果となっていますが、全体的に選択肢ごとの割合が高くなってきており、男女共同参画の実現に向けて何に力を入れたらよいのか意識している傾向がみられます。

また、「男女共同参画やダイバーシティ社会についての意識啓発や広報活動」の回答割合が低い要因として、市民の男女共同参画への理解が浸透してきているともいえます。今後も、男女共同参画の啓発及び促進が重要であると推察されます。

(3) 今後の課題

少子高齢化が進むなかで、労働力人口の減少などの社会問題に対応するためにも、男女それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。

そして、男女の性別だけでなく、国籍、人種、障がいの有無など個々の多様性（ダイバーシティ）が受け入れられ、それぞれの個性を尊重しながら共生していく（インクルーシブ）ことの重要性も高まっています。

男女共同参画を進めるにあたり、社会情勢の変化や市民意識調査の結果から次のとおり解決すべき課題が見えてきました。これらの課題の解決に向けた施策が必要となっています。

❖ 課題1 男女共同参画に関する理解の促進

❖ 課題2 生涯を通して健康で暮らせる環境の整備

❖ 課題3 女性活躍と働き方改革

❖ 課題4 ダイバーシティ&インクルージョンの実現・包摂社会の実現
